

設計書・仕様書

設 計	校 合	リーダー	副主幹	所 長	副課長	副参事	課 長

令和 8 年度

件 名 川越市東清掃センターで使用する電気

需 要 場 所 川越市芳野台2丁目8番地18

設 計 金 額 円

積 算 金 額 円

概	川越市東清掃センターで使用する電気
	予定使用電力量：３，１６６，６６９キロワット時／年
要	契約期間：令和９年３月１日から令和１０年２月２９日まで（１年間）
	（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

○積算内訳書

入札件名： 川越市東清掃センターで使用する電気

年 月	常 時 電 力 基 本 料 金				電 力 量 料 金			総 計 (円) (税抜) =D+G
	契約電力 (常時電力) (kW)	単価 (円／kW・月) (税抜)	力率 (%)	合計 (円) (税抜) $D=A \times B \times \{(185 - C) / 100\}$	使用電力量 (kWh)	単価 (円／kWh) (税抜)	合計 (円) (税抜) $G=E \times F$	
	A	B	C		E	F		
令和9年3月	830		100		268,032			
4月	830		100		276,607			
5月	830		100		274,394			
6月	830		100		238,826			
7月	830		100		297,504			
8月	830		100		269,786			
9月	830		100		258,007			
10月	830		100		275,506			
11月	830		100		240,422			
12月	830		100		294,065			
令和10年1月	830		100		243,492			
2月	830		100		230,028			
調達期間 計					3,166,669			

積算金額(税抜き)	
消費税額及び地方消費税額	
設計金額	

(注)

- ① 一切の諸費用を含めた契約希望金額を算定する。
- ② 力率は、100%として、力率割引割増を考慮する。
- ③ 燃料費調整(燃料費調整及び市場価格調整)、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。
- ④ 各社において設定する契約電力に対する年間を通しての単一の単価及び予定使用電力量に対する単価(月別に異なる単価を使用する場合は、それぞれの単価)を記載する(端数は、小数点以下第3位で四捨五入する。)。
- ⑤ 上記各単価、常時電力基本料金、電力量料金及び総計は、消費税額及び地方消費税額を含まない。
- ⑥ 各月の総計に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

仕 様 書

1. 概要

- (1) 件名 川越市東清掃センターで使用する電気
- (2) 需要場所 埼玉県川越市芳野台2丁目8番地18
川越市東清掃センター
- (3) 業種及び用途 その他の産業（ごみ処理施設）、動力需要
- (4) 契約期間

令和9年3月1日午前0時 から 令和10年2月29日午後12時 まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は削減があった場合には、当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

2. 仕様

- (1) 供給電気方式，供給電圧（標準電圧），計量電圧（標準電圧），標準周波数，供給方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ・ 供給電気方式 交流3相3線式
- ・ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ・ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ・ 標準周波数 50ヘルツ
- ・ 供給方式 1回線方式
- ・ 蓄熱式負荷設備の有無 無

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ・ 契約電力（常時電力） 830キロワット

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。ただし、需給者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約電力を変更するものとする。）

- ・ 予定使用電力量 3, 166, 669キロワット時／年
(月別予定使用電力量は、別紙のとおり。ただし、月別使用電力量は、都合により予定月別使用電力量を上回り、又は、下回る事ができるものとする。)
- (3) 電力量等の検針
 - ・ 自動検針装置 有
 - ・ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 - ・ 計量器の構成 電力需給用複合計器 (通信機能付)
- (4) 需給地点
 - ・ 需要場所における川越市の施設した第1号柱上の一般送配電事業者の施設した架空引込線と川越市の開閉器電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
 - ・ 需給地点に同じ
- (6) 保安上の責任分界点
 - ・ 電気工作物の財産分界点に同じ

3. 入札に関する事項

- (1) 川越市電力調達に係る環境配慮指針
 - ・ 本件は、「川越市電力調達に係る環境配慮指針」(以下、「本指針」という。)の適用対象である。
 - ・ 本件の入札に参加するためには、本指針に定める所定の手続きを行い、入札の参加資格を得る必要がある。
- (2) 電気料金の算定方法

契約電力(常時電力)に契約金額(常時電力基本料金単価)を乗じ力率割引割増しを行って得た金額に、当該月における使用電力量に契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額を加えた金額に、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額(当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額)とする。なお、入札金額は、以下の条件で算定すること。

 - ・ 一切の諸費用を含めた金額を算定する。
 - ・ 力率は、100%として力率割引割増を考慮する。
 - ・ 燃料費調整額(燃料費調整及び市場価格調整)、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しない。
 - ・ 入札書に記載する金額は、消費税(消費税及び地方消費税等の額)抜きの価格とし、別紙に記載の予定使用電力量により各月ごとに算定し、すべての月の総計を合計した総額を記入すること。
 - ・ 落札者は、入札金額積算内訳書を提出すること。
 - ・ 入札金額積算内訳書には、各社において設定する契約電力に対する年間を通しての単一の単価及び予定使用電力量に対する単価(月別に異なる単価を使用する

場合は、それぞれの単価)を記載する(端数は、小数点以下第3位で四捨五入する)。

- ・ 各月の総計に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
 - ・ 常時電力基本料金、電力量料金及び総計は、消費税等の額を含まない金額とする。
- (3) 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
- ・ 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ・ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ・ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

4. 料金の支払い

- (1) 月払い(12回)とする。
- (2) 1月毎に使用電力実績により料金を算出し、請求書を提出するものとする。
- (3) 当該請求書が適法であることが認められる場合、川越市の支払い手続き事務を経た後、請求書受領日より30日以内にその電気料金を支払うものとする。
- (4) 料金請求は、書面によるものとし、原則、直接持参又は郵送とする。
- (5) 請求書の様式は、インボイス制度に対応した様式とする。
- (6) 請求書には、基本料金、使用電力量料金、燃料費調整額(燃料費調整及び市場価格調整)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等の内訳を記載し、請求根拠を明確にするものとする。その他詳細は協議により決めるものとする。
- (7) 燃料費調整制度については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款(高圧:2026年4月1日実施)のベーシックプランで適用される燃料費調整及び市場価格調整を適用する。
- (8) 請求時の単価は税込み価格を可とする。ただし、請求総額の内、消費税相当額分を明記するものとする。

5. 違約金

小売電気事業者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合、仕様書に定める当該日から契約期間満了の日までに係る仕様にに基づき、契約電力(常時電力)に常時電力基本料金単価を乗じ、力率調整(力率は、100%とする。)を行って得た金額に予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額を加えた金額から、消費税額及び地方消費税額を差し引いた金額の100分の10に相当する額を違約金として

本市の指定する期間内に支払わなければならない。また、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

6. 特記事項

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 非常用発電設備 1 台（300 キロボルトアンペア）を有している。
- (4) 太陽光発電設備は有していない。
- (5) 月別使用電力量、最大需要電力及び力率の実績は、別紙のとおり。
- (6) 従前の契約種別は、高圧季節別時間帯別電力である。
- (7) 使用電力量検針後、検針結果（使用電力量、最大需要電力、有効電力量、無効電力量、力率等）を通知すること。また、本市の求めに応じ、計量月報（30 分電力量が分かるもの）を電子データで提供すること。
- (8) この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し承継させることは認めない。
- (9) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（高圧：2026 年 4 月 1 日実施）のベーシックプランに定める供給条件による。
- (10) 契約締結後の契約単価の見直しは、原則認めない。

7. その他

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする。

月別予定使用電力量
(令和9年3月～令和10年2月)

年月	区分	総使用電力量 (キロワット時)
令和9年	3月	268,032
令和9年	4月	276,607
令和9年	5月	274,394
令和9年	6月	238,826
令和9年	7月	297,504
令和9年	8月	269,786
令和9年	9月	258,007
令和9年	10月	275,506
令和9年	11月	240,422
令和9年	12月	294,065
令和10年	1月	243,492
令和10年	2月	230,028
合計		3,166,669

月別使用実績(使用電力量・最大電力・力率)
(令和7年8月～令和8年7月)

年月	区分	総使用電力量 (キロワット時)	最大需要電力 (キロワット)	力率 (パーセント)
令和7年	8月	269,786	629	100
令和7年	9月	258,007	660	100
令和7年	10月	275,506	653	100
令和7年	11月	240,422	605	100
令和7年	12月	294,065	696	100
令和8年	1月	243,492	703	100
令和8年	2月	230,028	636	100
令和8年	3月	268,032	662	100
令和8年	4月	276,607	626	100
令和8年	5月	274,394	631	100
令和8年	6月	238,826	643	100
令和8年	7月	297,504	658	100
合計		3,166,669	max 703	